

岩手県告示第475号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成28年5月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
貝山整形外科クリニック	奥州市水沢区西上野町3番3号	平成28年4月21日
つくし薬局本店	上閉伊郡大槌町小槌第23地割字寺野23番地2	平成28年5月1日
奥中山高原歯科クリニック	二戸郡一戸町奥中山字西田子1131番地	平成28年5月2日
せせらぎ薬局	宮古市大通四丁目5番10号	平成28年5月9日
アイセイ薬局 江刺西大通り店	奥州市江刺区西大通り11番15号	平成28年5月14日